

# ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは  
環境課環境係 (☎880-6557) まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までにしてください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- \*地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋で出してください。
- \*指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

## ★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
6/1	土	田村
3	月	十市(南部)、天行寺、成合
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
7	金	立田
8	土	篠原、明見
10	月	下啗内、物部、久枝(開田)
11	火	稲生
12	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
13	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
14	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
15	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
17	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
18	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
19	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
20	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
21	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
22	土	十市(北部)、緑ヶ丘
24	月	国分、比江、左右山、岩村
25	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
26	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
27	木	久礼田、植田
28	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
7/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜

\*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

## ★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
6月3日・17日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
6月4日・18日 (第1・3火曜日)	下島、田村(パ'イ'ス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
6月5日・19日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
6月10日・24日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
6月11日・25日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パ'イ'ス北)、岩村、下啗内
6月12日・26日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
7月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
6/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
6	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
7	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
8	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
10	月	十市(南部)
11	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
12	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
13	木	立田、田村
14	金	後免町、野田
15	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
17	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
18	火	領石、植野、久礼田、植田
19	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
20	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
21	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
22	土	国分、比江、左右山、北小籠
24	月	下啗内、物部、久枝(開田)
25	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
26	水	稲生
27	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
28	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
7/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田

\*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
6月3日・17日 (第1・3月曜日)	天行寺
6月6日・20日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
6月7日・21日 (第1・3金曜日)	下島、田村(パ'イ'ス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
6月1日・15日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
6月13日・27日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
6月14日・28日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パ'イ'ス北)、岩村、下啗内
6月8日・22日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
7月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺

# 情報公開制度

行政情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況をお知らせします。

◎平成24年度行政情報公開条例による公開請求と処理状況

公開請求件数	処理状況	不服申立件数
25件 内 訳 市長部局 20件 市長部局外 5件	公開 12件 一部公開 7件 非公開 6件 却下 0件 取下げ 0件	0件

条例に基づく公開請求が25件ありました。「南国市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区資料」など12件の文書は、その全部を公開しました。「平成23年度執行南国市長選各候補者選挙運動費用収支報告書資料」など7件の文書は、特定の個人に関する箇所があり、その部分を除いたものを公開しました。非公開は6件で、該当文書が存在しない、もしくは特定の個人に関する文書のため非公開としました。南国市行政情報公開条例で規定する不服申立ては、ありませんでした。

◎平成24年度個人情報保護条例による開示請求と処理状況

開示請求等の件数	内容別件数	処理状況	不服申立件数
10件 内 訳 市長部局 9件 市長部局外 1件	開示請求 10件 訂正請求 0件 適正処理の申し出 0件 苦情・相談 0件	開示 9件 一部開示 0件 却下 1件 取下げ 0件 - - -	0件

条例に基づく開示請求が10件ありました。訂正請求、適正処理の申し出および苦情・相談は、ありませんでした。

※お問い合わせは  
総務課総務係 (☎880-6551) まで

# 知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

## 希望の月から納付書で前納できます

国民年金保険料を納付書で納付する場合は、平成26年3月分までの保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があります。例えば、平成25年6月分から平成26年3月分まで納付書で前納すると148,210円。毎月納付の場合は150,400円(月額15,040円×10ヵ月)。月々納めた場合と比較すると、2,190円割引となります。平成25年7月分から平成26年3月分まで納付書で前納すると133,610円。毎月納付の場合135,360円(月額15,040円×9ヵ月)。月々納めた場合と比較すると、1,750円割引となります。  
\*前納を希望する月の月末(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)が納付期限となります。  
\*過ぎてしまった月の保険料をまとめて納付しても割引は適用されません。

◎前納する場合は、専用の納付書が必要になります。納付期限がありますので、早めに南国年金事務所までご連絡ください。前納の納付書を送付します。



※お問い合わせは  
南国年金事務所 (☎864-1111) まで

## 国民年金には「付加年金」がおすすめです

付加年金は任意加入(農業者年金加入者は強制)です。第1号被保険者・任意加入被保険者の方が対象となります。定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金の受給時に付加年金額が加算されます。

■付加年金額(年額)  
200円×付加保険料納付月数  
\*例えば、付加保険料を10年間納付すると…。保険料の負担額は、10年間で48,000円(400円×120ヵ月)です。この場合の老齢基礎年金への加算額(年額)は、24,000円(200円×120ヵ月)となります。

■付加年金の特徴  
・2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。  
・老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。  
・定額のため、物価スライドの影響を受けません。  
・国民年金基金に加入中の方は、加入できません。  
・付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は当該月の翌月末日(土・日曜日、祝日、年末の場合は翌営業日)となりますのでご注意ください。

※申込先・お問い合わせは  
市民課年金係 (☎880-6555) まで